



高齢者在宅福祉サービス

市では、家族の介護が期待できる人はもちろん、ひとり暮らしでも自宅で暮らし続けたいと考えている人が利用できる「在宅高齢者福祉サービス」を実施しています。ぜひご利用ください。

申請方法は事前に問い合わせてください
 図高齢福祉課（本庁2階） ☎ 22-0526

紙おむつの支給事業（現物支給）

【対象】 おおむね65歳以上の在宅高齢者で、要介護度3以上の認定を受けている、紙おむつを使用している人

【内容】 テープ型を基準に1か月30枚を限度に1回に2か月分（偶数月）紙おむつを支給

愛の定期便事業

【対象】 おおむね75歳以上の安否確認が必要なひとり暮らし高齢者で、外出困難な人

【内容】 乳酸飲料を1週間に2回（各1本）手渡しで配達し、安否確認を実施

緊急通報システム事業

【対象】 ①おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者で、病弱などの理由により装置を必要とする人
 ②おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、要介護（要支援）認定を受けている人で、装置を必要とする人
 ③高齢者のみの世帯のうち、いずれか1人が要介護度4又は5の認定を受けていて、装置を必要とする人

【内容】 突発的な災害、急病、事故などの緊急事態に対処するために、緊急通報装置を貸与



高齢者配食サービス事業

【対象】 おおむね65歳以上で心身の障がいや傷病などにより調理が困難で、いずれかに該当する人
 ①ひとり暮らしの人
 ②高齢者のみの世帯の人

【内容】 栄養バランスのとれた食事を手渡しで提供するとともに安否確認を行い、健康で安心した自立生活を送れるよう支援

【回数】 1日1食（昼食又は夕食）月々土曜日のうち週5日まで

【費用】 1食300円程度

救急医療情報キット普及事業

【対象】 ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
 ②65歳

以上の高齢者のみの世帯で病弱などの理由により配付を希望する人
 ③障がい、病弱などの理由により配付を希望する人

【内容】 かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備える

高齢者日常生活用具給付事業

【対象】 ①電磁調理器及び調理器具…おおむね65歳以上のひとり暮らしで、心身機能の低下により防火などの配慮が必要な人
 ②シルバーカー…おおむね75歳以上で、歩行の際につえなどを常時必要とする人

【内容】 要件を満たす人に日常生活用具を給付し、安心した在宅生活を支援

※給付限度額を超えた額は、自己負担となります。

【給付限度額】 電磁調理器及び調理器具 12,000円、シルバーカー 5,000円

はいかい高齢者家族支援サービス事業

【対象】 はいかい行動の見られるおおむね65歳以上の高齢者を在宅で介護する人

【内容】 はいかい行動の見られる高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機（GPS）を貸し出し、位置情報などをお知らせするサービス



高齢者の 相談窓口



地域包括支援センター

【相談時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分

地域包括支援センターは、高齢者への総合的な生活支援の窓口です。主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師などの職員が専門性を生かして相互に連携し、高齢者の相談・支援を行います。

日常生活などのお困りごとや心配ごとがありましたら、担当地区の地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

遠方にお住まいのご家族などからの相談も電話でお受けいたします。

■下館・竹島・養蚕・中（中館）地区

地域包括支援センターなかだて

（中館266-2）

☎ 38-0680

■伊讃・川島・五所・中（中館除く）・河間地区

地域包括支援センターしらとり

（上平塚590-1）

☎ 45-7616

■大田・嘉田生崎地区

地域包括支援センターえがお

（二木成1669-1）

☎ 45-6882

■関城・明野・協和

地域包括支援センターまごころ

■関城窓口

（藤ヶ谷733-4）

☎ 49-9888（直通）

■明野窓口

（新井新田41-2）

☎ 52-8552（直通）

■協和窓口

（久地楽237-7）

☎ 57-3668（直通）

介護マーク普及事業

【対象】 市内在住の認知症高齢者や障がい者などを介護している介護者で希望する人

【内容】 介護する人が周りから介護中であること

【対象】 認知症などによりはいはい行動が見られる人、またははいはいのおそれのある人

【内容】 行方不明となった場合に早期発見し、ご家族に迅速に連絡するため、靴や衣服などに貼れるおかえりマークを配付

おかえりマーク交付事業

はいはい高齢者の保護を支援

【費用】 基本料金 500円（税別）／月

要介護高齢者等介護慰労金の支給

を知ってもらいたいときに使う「介護マーク」（ケースに入れたカード）を配付

【対象】 65歳以上の要介護度4又は5の認定を受けている人を在宅で介護している市民税非課税世帯の人

※基準日（7月31日（水））以前の1年間に介護保険サービスを利用した場合は除く

【内容】 介護保険サービスを全く利用せずに、要介護度4又は5の人を在宅で介護している家族に慰労金を支給

【慰労金】 100,000円／年 ※申請期間（8月予定）は後ほど広報紙などでお知らせ

いばらきシニアカード普及事業

【対象】 県内在住の65歳以上の人

【内容】 協賛店でお得なサービスを受けられるいばらきシニアカードを配付

【内容】 認知症高齢者を介護している家族が、外出する時間帯や介護疲れで休息が必要な時間帯に、やすらぎ支援員が高齢者宅を訪問して、見守りや話し相手などのサービスを提供

【費用】 300円／1回（3時間以内）

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

【対象】 おおむね65歳以上の認知症高齢者を介護している家族